

平成 26 年度第 1 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 26 年度第 1 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 26 年 5 月 27 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 20 名

2. 出席委員 17 名

(事務局) 6 名

欠席委員 3 名

3. 議案

議案第 1 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (11 件)

議案第 2 号…下限面積の設定について

その他

開会 午後 1 時 30 分

事務局長 (●●) 平成 26 年度第 1 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は 17 名、在任委員は 20 名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員 (9 番 ●●委員 10 番 ●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 1 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 1 号 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業兼●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業兼●●

土地は3筆あり、所在は、

●●字●● ●●番 面積 331 m²

同所同字●●番 面積 187 m²

同所字●● ●●番 面積 274 m²

合計面積 792 m²

台帳・現況とも畑となっています。

譲渡理由は、売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

5月24日、譲受人の●●さんと現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、150日以上農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第2号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業兼●●

土地全部で6筆あり、所在は、

●●字●● ●●番 台帳・現況とも畑 面積 210 m²

同所同字●● ●●番 台帳は田、現況は畑 面積 26 m²

残り4筆については、同所同字●●番 面積 104 m²

同所字●● ●●番 面積 203 m²

同所字●● ●●番 面積 320 m²

●●字●● ●●番 面積 621 m²

この4筆については、台帳・現況とも畑となっております。

6筆の合計面積 1,484 m²

譲渡理由は贈与となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

5月15日に譲受人の●●さん、譲渡人の●●さん、事務局立会のもと現地確認を行い、現地在住であることを確認しました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は全て農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、農作業に150日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第3（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高知市●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業兼●●

土地は全部で7筆あり、所在は、●●字●● ●●番 面積 107 m²

同所字●●番 面積 72 m²

同所同字●●番 面積 265 m²

同所同字●●番 面積 56 m²

同所同字●●番 面積 308 m²

同所字●● ●●番 面積 38 m²

同所同字●●番 面積 78 m²

合計面積は924 m²で、7筆とも台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は贈与となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

●●委員は公務の為東京へ出張しており、代わりに事務局で説明。

5月8日に、譲受人の●●さんと地区担当農業委員の●●さんと事務局立会のもと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。

4. 権利を取得する●●さんは、年間を通して農作業に従事しており、150日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第4号(使用貸借)及び受付第5号(使用貸借)及び受付第6号(使用貸借)及び受付第7号(使用貸借)及び受付第8号(使用貸借)

〔議長〕借人が同一であるため、受付4号から受付8号まで一括して説明するよう指示。

〔事務局 ●●説明〕

まず受付第4について

貸人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業兼●●

借人は、仁淀川町●● ●●番地の(株)●●代表取締役●●さん

土地は全部で3筆あり、所在は、●●字●● ●●番 面積 3,221 m²

同所字●● ●●番 面積 1,522 m²

同所同字●● ●●番 面積 870 m²

合計面積 5,613 m²

台帳・現況ともに全て畑となっております。

譲渡理由は、使用貸借による15年間の設定となっております。

次に受付第5について

貸人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業兼●●

借人は同じ。

土地は全部で10筆あり、所在は、●●字●● ●●番 面積 615 m²

同所字●● ●●番 面積 1,008 m²

同所同字●●番 面積 133 m²

同所字●● ●●番 面積 945 m²

同所同字●●番 面積 276 m²

同所同字●●番 面積 1,770 m²

同所同字●●番 面積 2,086 m²

同所字●● ●●番 面積 944 m²

同所同字●●番 面積 105 m²

同所字●● ●●番 面積 394 番

合計面積 8,276 m²

地目は台帳・現況とも全筆畑となっています。

譲渡理由は、使用貸借による 15 年間の設定となっています。

次に受付第 6 について

貸人は仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業兼●●

借人は同じ。

土地の所在は、別枝字●● ●●番 面積 656 m²

同所同字●●番 面積 33 m²

同所同字●●番 面積 1,180 m²

同所字●● ●●番 面積 1,088 m²

合計面積 2,957 m²

地目は台帳・現況とも全筆畑となっています。

譲渡理由は、使用貸借による 15 年間の設定となっております。

次に受付第 7 について

貸人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●

借人は同じ。

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 2,090 m²

同所字●● ●●番 面積 514 m²

同所字●● ●●番 面積 382 m²

同所同字●●番 面積 585 m²

合計面積 3,571 m²

地目は台帳・現況とも全筆畑となっています。

譲渡理由は、使用貸借による 15 年間の設定となっております。

次に受付第 8 について

貸人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●

借人は、同じ。

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 1,861 m²

同所同字●●番 面積 1,023 m²

合計面積 2,884 m²

地目は、台帳・現況ともに 2 筆とも畑となっています。

譲渡理由は、使用貸借による 15 年間の設定となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

5月24日に現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する(株)●●さんは、農業生産法人の要件を満たしていることを確認。
3. 権利を取得する(株)●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
4. 権利を取得する(株)●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

まず受付4について採決をとり、全員賛成により許可と決定する。

次に受付5について採決をとり、全員賛成により許可と決定する。

次に受付6について採決をとり、全員賛成により許可と決定する。

次に受付7について採決をとり、全員賛成により許可と決定する。

最後に受付8について採決をとり、全員賛成により許可と決定する。

○受付第9号（賃借権）及び受付第10号（賃借権）及び受付第11号（賃借権）

〔議長〕

借人が同一の為、一括して説明するよう指示。

また、この案件は、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当する自己の案件となりますので、●●委員は議事参与できないことを告げる。

〔事務局 ●●説明〕

まず受付第9号について

貸人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●

借人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 387 m²

地目は、台帳・現況とも畑となっています。

譲渡理由は賃貸借による7年間の設定となっております。

次に受付10号について

貸人は、●●町●●番地の●●さん、●●歳、●●

借人は同じ。

土地の所在は、●●字●● ●●番、地目は、台帳・現況とも畑となっています。

面積は 328 m²です。

譲渡理由は、賃貸借による7年間の設定です。

最後に受付11について

貸人は、高知市●●●●番地の●●さん、●●歳、●●
借人は同じ。

土地の所在は、●●字●●●●番 面積 88 m² 地目は台帳・現況とも畑。
譲渡理由は、賃貸借による7年間の設定です。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

5月20日に貸人3名と借人の5名で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●は、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、年間を通して農作業に従事しており、150日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

まず受付第9について採決をとり、全員賛成により許可と決定する。

次に受付第10について採決をとり、全員賛成により許可と決定する。

最後に受付第11について採決をとり、全員賛成により許可と決定する。

議案第2号

(下限面積の設定について)

〔事務局 ●●説明〕

(設定理由)

「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局通知)が平成22年12月に改正されたことにより、下限面積を毎年見直す必要がでてきたため、仁淀川町の下限面積の設定について見直すものであります。

本町においては、近年高齢化及び新規就農者の減少が著しく、山間地域の点在小規模農地の荒廃化を防ぐため、またUターン・Iターン等の新規就農者等に農地の所有権移転を容易にするために、農地法第3条第2項第5号及び農地法施工規則第20条第2項の規定により、平成22年1月27日に下限面積を30アールから10アールに引き下げております。

今回の見直しについては、引き下げ後、所有権の移転等容易になるなど効果が出ていますので、引き続き下記の通りの下限面積の設定で問題ないものと思われま

下限面積 10アール

この下限面積の設定については、全員賛成により可決しました。

その他

なし。

〔会 長〕 以上で平成26年度第1回農業委員会を閉会する。

閉会 午後1時55分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員